

新宿ミニ博物館 第8号館に登録

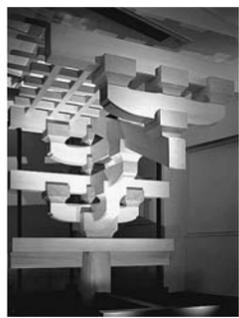
木組み博物館のご利用を

区では、区内の文化財のほか、地場産業や伝統工芸の工房等を「新宿ミニ博物館」として登録しています。

今回、日本の伝統の木造建築の文化と技術を学び、体験できる「木組み博物館」を「新宿ミニ博物館」に登録しました。

【所在地】西早稲田2-3-26、ホールエイト3階【開館日時】火~木曜日午前10時~午後4時

【入館料】無料【展示内容】薬師寺西塔の木組み模型、木組み・左官・漆塗り等の模型・見本、建築に使用される木材の樹種の見本ほか【問合せ】木組み博物館 ☎(3209)0430へ。



地域の歴史や文化を未来につなげよう!

神社・寺の節分行事6件を新宿区地域文化財に認定

【問合せ】文化観光課文化資源係(本庁舎1階) ☎(5273)3563・☎(3209)1500へ。

区では、地域の身近な文化財や近現代の文化財を、「文化・芸術」「歴史」「生活」「都市・産業」「平和」「自然」の6つの分野で地域文化財として認定し、保護・活用しています。

今回、区内の神社や寺で毎年2月3日に行われる「節分行事」の中で、その内容や演じられる芸能に特色がある6件を、27年12月15日付で、いずれも「歴史」「生活」分野で認定しました。

※各節分行事の内容等詳しくは、各社寺にご確認ください。

稲荷鬼王神社

歌舞伎町2-17-5

最初に神官が弓を引いて弦を弾く鳴弦の儀を行います。鬼王神社という社名から、豆まき(春呼びの儀)の際は「鬼は内…」と唱えます。午後6時ころから開始します。



氷川神社

下落合2-7-12

最初に福娘が登場し、次に神前神楽を披露します。続いて鬼が登場し、氏子らと問答を行い、弓や豆まきにより追い払われます。最後に福分ちを行います。午後3時ころから開始します。

鎧神社

北新宿3-16-18

鬼追いの儀で神官が方相氏に扮して鬼と問答をし、鉾や豆まきにより追い払います。続いて恵比須が登場し、最後に豆まきと福分ちを行います。午後3時ころから開始します。

自性院

西落合1-11-23

七福神が登場する都内でも珍しい節分行事です。最後に豆まきと福分ちを行います。当日は、太田道灌ゆかりの「猫地蔵」が年に1回ご開帳されます。午後1時ころから開始します。

中井御霊神社

中井2-29-16

鳴弦の儀に続いて鬼追いの儀となり、神官が方相氏(鬼を追い払う四つ目の神)に扮して鬼と問答をし、豆をまいて追いかけていきます。続いて恵比須・大黒が登場し、最後に豆まきと福分ちを行います。午後3時ころから開始します。

花園神社

新宿5-17-3

鬼追いの儀で神官と鬼が問答をし、豆をまいて追いかけていきます。続いて恵比須・大黒が登場し、最後に豆まきと福分ちを行います。午後2時ころから開始します。

健康を保つために大切なこと... 講師は片井直達/国立国際医療研究センター 眼科医長・眼科診療科長 【協力】国立国際医療研究センター (下落合4-6-7) 【申込み】1月27日(水)から、電話または直接、戸山図書館(戸山2-11-10) ☎(3207)1191へ。先着40名。

国民年金保険料の控除の申告には「社会保険料控除証明書」が必要です。国民年金保険料は、納付した全額が所得税や住民税の社会保険料控除の対象になります。控除を受けるには、納めた国民年金保険料の金額を証明する書類の提出が必要です。27年中に納付した保険料のうち、9月30日までの納付を証明した「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、11月上旬に日本年金機構からお送りしました。確定申告や年末調整の際は、この証明書と10月1日、12月31日に納めた国民年金保険料の領収証書を提出してください。27年10月1日、12月31日に、その年初めて国民年金保険料を納めた方には、2月1日(月)に控除証明書を発送する予定です。

寝たきり高齢者等に障害者控除が適用されます

65歳以上で、寝たきりの方や認知症で日常生活に支障のある方は、「障害者手帳の交付を受けた方」に準ずるものとして認定が受けられます(認定には基準があります)。納税者本人または被扶養者が認定を受けると、所得税・住民税の障害者控除が適用されます。【問合せ】高齢者福祉課高齢者相談係(本庁舎2階) ☎(5273)4593へ。

平成27年中にお支払いいただいた「社会保険料の額」の確認方法 【国民健康保険料】「後期高齢者医療保険料」「介護保険料」は、納付した全額が所得税や住民税の社会保険料控除の対象になります。納付額は、次の方法でご確認ください。 ●年金からの引き落としで支払った方 日本年金機構等から1月中旬にお送りする「公的年金等の源泉徴収票」に、27年中に年金引き落とし(天引き)でお支払いいただいた社会保険料(国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料)の金額が記載されています。 ●納付書で支払った方 納付書(領収証書)をご確認ください。 ●口座振替で支払った方 預貯金通帳や、区から12月または1月にお送りした「口座振替払込済通知書」でご確認ください。 ※平成27年中に納付方法が変わった方は、それぞれの支払額の合計金額になります。 ※還付があった方は、支払った額から、還付額を差し引いた額が控除の対象になります。 【問合せ】国民健康保険料：医療保険年金課 国保収納係(本庁舎4階) ☎(5273)4158、後期高齢者医療保険料：高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階) ☎(5273)4562、介護保険料：介護保険課資格係(本庁舎2階) ☎(5273)4273へ。

所得税及び復興特別所得税・住民税(特別区民税・都民税)の申告のときに「ご確認ください」 国民年金保険料の控除の申告には「社会保険料控除証明書」が必要です。国民年金保険料は、納付した全額が所得税や住民税の社会保険料控除の対象になります。控除を受けるには、納めた国民年金保険料の金額を証明する書類の提出が必要です。27年中に納付した保険料のうち、9月30日までの納付を証明した「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、11月上旬に日本年金機構からお送りしました。確定申告や年末調整の際は、この証明書と10月1日、12月31日に納めた国民年金保険料の領収証書を提出してください。27年10月1日、12月31日に、その年初めて国民年金保険料を納めた方には、2月1日(月)に控除証明書を発送する予定です。

高齢者のおむつ代を医療費控除で確定申告する方へ 介護保険の要介護認定を受けている方のおむつ代を、医療費控除の対象として確定申告する場合、最初に申告する年は、おむつ代の領収書に添付する医師発行の「おむつ使用証明書」が必要です。おむつ代の申告手続きが2年目以降であれば、区が発行する「主治医意見書の内容確認書」で代用できます。次の4つの要件を全て満たす方には、「内容確認書」を発行します。発行には「内容確認書」の発行を申請する方の本人確認書類が必要です。事前にお問い合わせください。 ●おむつ代を医療費控除の対象とする確定申告が2年目以降(平成26年分の確定申告でおむつ代を医療費控除として申告した方) ●27年中に購入したおむつ代を医療費控除で確定申告する ●26年または27年中に介護保険の要介護認定を受けている ●主治医意見書で「寝たきり度がB1~C2で、尿失禁の可能性がある」ことを確認できる 【発行窓口・問合せ】介護保険課認定第一係(本庁舎2階) ☎(5273)3643へ。

暮らしの講座 暮らしの講座 目のトラブル19番 【日時】2月27日(土)午後2時~4時 【会場】戸山生涯学習館(戸山2-11-10) 【内容】白内障・網膜症・ドライアイなど眼病の解説と講演「目の

魚のおろし方教室 区内の鮮魚店店主が個別に指

産業振興課産業振興係(〒160-0023 西新宿6-8-12) ☎(3344)0701へ。応募者多数の場合は抽選。 【内容】講演(講師は谷口英子・NPO法人相談室ハーモニーカウンセラー)と保護者の体験談 【開催】新宿区 【申込み】電話で2月19日(金)までに区勤労者・仕事支援センター ☎(3200)3311へ。若年者就労支援室「あんだんて」ホームページ(http://andante-shinjuku.net/)からも申し込みます。

親子の関わり方 子どもの自立に悩む保護者の方へ 【日時】2月21日(日)午後1時~4時15分 【会場】四谷保健センター等複合施設(三栄町25)